

平成 2 4 事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

独立行政法人通則法第 3 8 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人国立文化財機構の平成 2 4 事業年度財務諸表及び決算報告書を監査した結果、正確妥当であることを認めます。

平成 2 5 年 6 月 2 1 日

独立行政法人国立文化財機構監事 雪山 行二

独立行政法人国立文化財機構監事 服部 彰